

○南空知公衆衛生組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

〔昭和 62 年 3 月 20 日〕
規 則 第 1 号

改正 平成 12 年 12 月 11 日規則第 4 号

（目的）

第 1 条 この規則は、南空知公衆衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 62 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき、職員の特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支給の調整）

第 2 条 条例に規定する特殊勤務手当を支給する場合において、業務に従事した日数が、1 月のうち休日及び勤務を要しない日を除く日数の 2 分の 1 を超えない場合においては、当該手当を支給しないものとする。

（支給方法及び支給期日）

第 3 条 条例に規定する特殊勤務手当は、その月分を翌月に支給する。ただし、止むを得ない事由により翌月に支給することのできないときは、その後において支給することができる。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 11 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。